

資料3

令和5年度第1回 母子保健連絡協議会

【報告1】 「妊婦一般健康診査の状況について」

船橋市 地域保健課

1. 船橋市の妊婦一般健康診査事業

○母子保健法第13条

「市町村は妊産婦又は乳児若しくは幼児に対しての健康診査を受けることを勧奨しなければならない」

年度	内容
平成9年度	事業の実施主体が都道府県から市町村に移管
平成20年度	公費による助成を2回から5回に拡大
平成21年度	公費による助成を5回から14回に拡大
令和2年度	妊婦健康診査が5回未満の方について状況把握開始
令和3年度	多胎妊婦向けに、追加助成（5回分）を開始
令和4年度	市内の分娩を取り扱う産科医療機関にアンケート実施※別紙参照

2. 国の動き

○厚生労働省

- 平成27年3月31日 雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知
「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準について」
 - ・妊婦一人につき出産までに14回程度行うものとする。
- 令和5年3月27日 厚生労働省子ども家庭局母子保健課通知
「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について」
 - ・令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」を実施
 - ・市区町村における妊婦健診への平均的な受診回数は12回程度であるが、予定日（40週）以降の14回以上の妊婦健診については9割以上の市区町村が公費負担の対象外としていること等が明らかになりました。
 - ・妊娠が予定日（40週）を超過したため14回以上の妊婦健診が必要な方への公費負担についても、特段の配慮をお願いする。

3. 本市の今後の動き

- 国（厚生労働省）に対する、妊婦一般健康診査の回数の引き上げと財政措置の拡充についての要望書を、千葉県市長会を通じて提出。
- 県（健康福祉部）に対して、妊婦一般健康診査の回数の引き上げと財政措置の拡充について国に働きかけるよう、要望書を提出予定。
- 上記要望の提出と併せて、次年度以降、船橋市の単独事業としても、妊娠40週以降の14回を超えた分の妊婦一般健康診査の費用を補助できるように検討中。

※令和4年7月21日実施

妊婦一般健康診査に関するアンケート回答

(一部抜粋)

○分娩を実施している市内医療機関8医療機関に、妊婦一般健康診査についてのアンケートを依頼し、5医療機関から回答を得た。

Q1. 貴院で出産される妊婦全体のうち、14回を越えて妊婦健診を要する妊婦の割合について

⇒10%未満との回答が80% (4/5)

Q2. 貴院に通院される妊婦のうち、医師の健診要請に対し、必要な健診を受けない、または受診を躊躇し健診を回避しようとした妊婦の割合について (新型コロナウイルス感染症防止による受診控えを除いてください。)

⇒10%未満との回答が100% (5/5)